

財務省告示第二十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年十二月二十日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

平成十七年一月七日

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行行日	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二十年）（第七十 三回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け	額面金額で二百四十九億円	二百四十九億六千七百二十三万 円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。	平成十六年十二月二十日	額面金額百円につき百円二十七 銭	二年〇パーセント	平成十七年六月二十日を支払期

十 十 十 十 十  
七 六 五 四 三

払 払 元 償 償 後 第  
込 場 利 還 還 の 二  
期 所 金 金 期 利 期  
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎  
成 本 面 成 利 て を 年  
十 銀 金 三 子 っ 支 六  
六 行 額 十 六 を そ の 期 月  
年 百 六 年 十 日 以 前 六 月 間 に 属 す  
十 二 月 十 日

$$\frac{\text{借入金総額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

す 次 そ が 金 と  
る 号 の 銀 額 し  
期 及 翌 行 を  
日 び 営 業 休 支  
に 第 業 業 日 払  
つ 十 日 に 当  
い 四 に 支 た  
て 号 払 とう 時  
同 にお へ 以  
じ いて 下  
。 規 定